

パリ日本人学校バス運行委員会会則

2001.3.7 制定

2017.2.16 一部改定

第1条： 一名称一

本委員会は、邦名「パリ日本人学校バス運行委員会」（略称、バス運行委員会）、
仏名「INSTITUT CULTUREL FRANCO-JAPONAIS COMITE AUTOBUS」
（略称、ICFJA）と称し、学校運営理事会の管轄下に置く。

第2条： 一本委員会の活動目的一

児童・生徒の通学、及び父兄の学校活動への参加が安全かつ適正に確保される
よう通学バスの運行を保証し、それについて責任を負う。

第3条： 一本委員会の構成員一

本委員会は、
学校運営理事会代表 1 名、
学校代表（校長） 1 名、
学校事務局代表（学校事務長） 1 名、
バス利用者の会代表（正、副） 2 名、
計 5 名の委員により構成される。
委員長を学校運営理事会代表とする。

他に監事 1 名を置く。学校運営理事会監事のうち 1 名が兼任することとし、本
委員会に出席、議決権を持つものとする。

第4条： 一関連組織一

本委員会は関連組織として、委員会外にバス利用者の会、委員会内にポイント・
ルート調整委員会を持つ。バス利用者の会は別途、会則、及び利用者規定を定め、
会則については変更も含め本委員会の承認を得る。ポイント・ルート調整委員会
は利用者、学校、学校事務局で構成、それぞれの代表者たることを条件としない。
利用者の会のメンバーが調整役となり調整結果を本委員会委員長に報告する。
調整が難航した場合委員長裁定とする。

第5条： 一委員の選出及び任期一

運営理事会代表及び監事は、学校運営理事会により選出される。

バス利用者の会正副代表（会長、副会長）は利用者の会、会員により選出され、本委員会の承認を得る。

学校代表、学校事務局代表は自動的に校長、事務長がその任に就く。

任期はバス利用者の会正副代表を約半年（1～5月、6～12月）、その他は1年とし、その再選を妨げない。

第6条： 一委員会決議一

通常委員会は、年1回（2月）に開催することとする。その他委員長が必要と認めた場合適宜開催することとする。

本委員会は構成委員（含監事）の過半数の出席をもって有効とし、決議は出席者の多数決によって行われる。

賛否同数の場合委員長の裁定をもって、本委員会決定とする。

第7条： 一委員長一

委員長は学校運営理事会よりその責任、権限を委任され、通学バスが適正かつ安全に運行されることを目的として組織されるバス運行委員会を代表すると共に、運営理事会へ報告する。

第8条： 一学校代表一

教育カリキュラム及び学校・教育活動が円滑に遂行される事を目的として、バスの適正運行に協力する。学校行事によるバス利用についてスケジュール調整を事務局と行うと同時に、緊急時の総指揮及び教職員による安全指導を行う。

第9条： 一学校事務局代表一

学校事務局代表は、本委員会決定に従い、会計、広報・連絡、緊急時対応の窓口、その他本委員会が認める業務を実行する。

第10条： 一利用者の会代表一

利用者の会代表は、児童・生徒の通学、及び父兄の学校活動への参加が安全かつ適正に確保されるよう、利用者の声を代表して本委員会に反映させる。

第11条： 一監事一

監事は会計事項に関し適正なる取り扱いがなされているか本委員会に監査報告をする。また必要に応じ運営理事会に報告する。